

平成28年度 早期退職に係る募集実施要項

尼崎市職員退職手当支給条例（昭和24年10月5日尼崎市条例第37号）第10条の2第1項第1号の規定に基づき、組織の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、次のとおり早期退職者の募集を行います。

1 対象者

次の条件を全て満たす者

- (1) 45歳以上59歳以下であること（平成29年3月31日現在）
（昭和32年4月2日から昭和47年4月1日までに生まれた者）
- (2) 行政職給料表又は技能労務職給料表適用者であること
※ 職務名が管理主事、指導主事又は指導員である者を除きます。
- (3) 尼崎市職員退職手当支給条例第10条の2第4項の各号（下記）に該当しないこと
 - ア 法律の規定に基づき任期を定めて任用されている職員
 - イ 早期退職認定を受けた場合に退職すべき期日が到来するまでに定年に達する職員
 - ウ 地方公務員法第29条第1項又は第2項の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けている職員※ 勤続期間が20年以上の者については尼崎市早期退職募集制度に関する要綱に定められている加算割合を適用します。

2 募集人数

尼崎市全体で10人程度

3 退職すべき期日

平成29年3月31日

4 募集期間

平成28年7月14日（木）から平成28年8月29日（月）まで

- ※ 募集期間を過ぎた場合は、原則として、本年度の早期退職を受け付けることができませんのでご注意ください。

5 提出書類等

- (1) 提出書類 応募申請書（原本）※ 所属長・学校長を通じてご提出ください。

- (2) 提出先 職員課（職員担当）

- ※ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、「応募取下げ申請書」（様式第2号）を応募申請書と同様の方法で提出してください。

6 その他

- (1) 応募者が次のアからエのいずれかに該当する場合には、不認定となります。
 - ア この募集方法又は教育委員会が定める方式に適合しない場合
 - イ 応募者が特定懲戒処分等を受けた場合
 - ウ 応募者が特定懲戒処分等を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして特定懲戒処分等に値することが明らかなもの）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他教育委員会が応募者に対して当該認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障が生ずると認められる場合
 - エ 教育委員会が、公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために、応募者を引き続き職務に従事させる必要があると特に認める場合
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付します。（平成28年9月23日までに通知する予定）
- (3) これまでは年齢別構成の適正化を図ることを目的として毎年希望退職者を募集してきましたが、年齢別構成の不均衡については一定解消されています。つきましては、来年度以降の早期退職者の募集については、当該年度の状況を踏まえて、年度ごとに実施の有無が判断されることとなります。

7 問い合わせ先

- | | | |
|----------------------|------------|---------------|
| (1) 退職に係る事務手続きに関すること | 職員課 | TEL：6489-6709 |
| (2) 退職手当及び退職制度に関すること | 給与課（総務局） | TEL：6489-6181 |
| (3) 退職共済年金に関すること | 職員厚生会（総務局） | TEL：6489-6187 |

以上
(職員課)